

議案第八十五号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の  
一部改正について

次のとおり三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部  
を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九  
十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長

坂出雅巳

昭和四十四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

写

三朝町条例第 号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十六年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二を第五条とし、同条第一項第一号中「又は料金」を削る。

第八条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げる。

第九条を第十条とし、同条中「第六条第七条第二項及び第八条」を「第七条

条、第八条第二項及び前条」に改める。

第十条を第十一条とし、同条中「八月三十一日」の下に「（その日が日曜日に当たるときは、その前日）」を加え、「（町長が定める職員を除く。）」を削る。

第十一条を第十二条とし、第十三条とする。

第十四条中「（三朝町条例第二十五号）」を「三朝町条例第二十五号。以下「給与条例」という。」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。